

令和6年12月2日以降の自立支援医療（精神通院医療） 支給認定申請上の注意点

令和6年12月2日から、現行の健康保険証（以下、紙保険証）は新たに発行されなくなり、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行されることに伴い、自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定申請の方法が以下のとおり一部変更となります。

申請書類や添付書類に不備がある場合、受付ができない場合や、認定に時間がかかる場合がありますので、必ず正しい形での申請をお願いいたします。

申請方法の変更点や、申請全般についてご不明な点があれば、各市町村の受付窓口や富山県心の健康センターまでお問い合わせください。

1 申請書記入上の変更点

自立支援医療（精神通院医療）の支給認定における受給者等の保険資格の確認については、個人番号法において、個人番号（以下、マイナンバー）を用いての確認が可能とされているため、申請書の個人番号記入欄には、必ずマイナンバーを記入してください。提出時には、マイナンバーカード又は通知カード及び本人確認書類による本人確認も行いますので、忘れずに持参するようお願いします。

また、健康保険区分が国保や社保等、本人以外の記入も必要な方については、必要な方の氏名とマイナンバーの記入も忘れずにお願いします。

申請者以外の氏名及びマイナンバーの記入が必要な場合は以下のとおりです。

申請者の保険区分が

- ①国民健康保険（国保）の場合 … 同一世帯全員分
- ②後期高齢者医療制度の場合 … 同一世帯の他の後期高齢者
- ③社保（①②以外）の場合 … 保険の被資格者（組合員）

の記入が必要です

マイナンバーの記載に誤りがあると、受付ができない場合や、認定事務に時間がかかる場合がありますので、正確に記入するよう注意してください。

なお、マイナンバーの記載がどうしても困難な場合は、提出時にその旨を申し出てください。

新規のほか、再開、継続（再認定）の場合でも記入をお願いします。
本人確認書類も忘れずに持参してください。

受給者の健康保険区分によっては、本人以外について記入が必要となりますので忘れずに記入してください。

様式第5号(第2条関係) 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(新規・再開・再認定・変更(所得区分・医療機関))※1									
障害者・児 18歳未満の受診者 保護者の場合	フリガナ 受診者氏名				年齢	歳	生年月日 年月日		
	受診者住所	(〒 -)			電話番号				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
負担額に関する事項	フリガナ 保護者氏名				受診者との関係				
	保護者住所 ※2	(〒 -)			電話番号 ※2				
	保護者個人番号								
該当する所得区分 ※3	受診者の被保険者証の記号及び番号 受診者と同一保険の加入者(加入者個人番号)				保険者名				
	住民票が申請書を提出した市町村にない場合は、□の中に印を付し、別紙に必要事項を記入すること。	印	人承印						
■ 富山 次郎	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	□	□	□	□	□	□	□	□
該当する所得区分 ※3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重複かつ複数 ※3	該当	・	非該当				

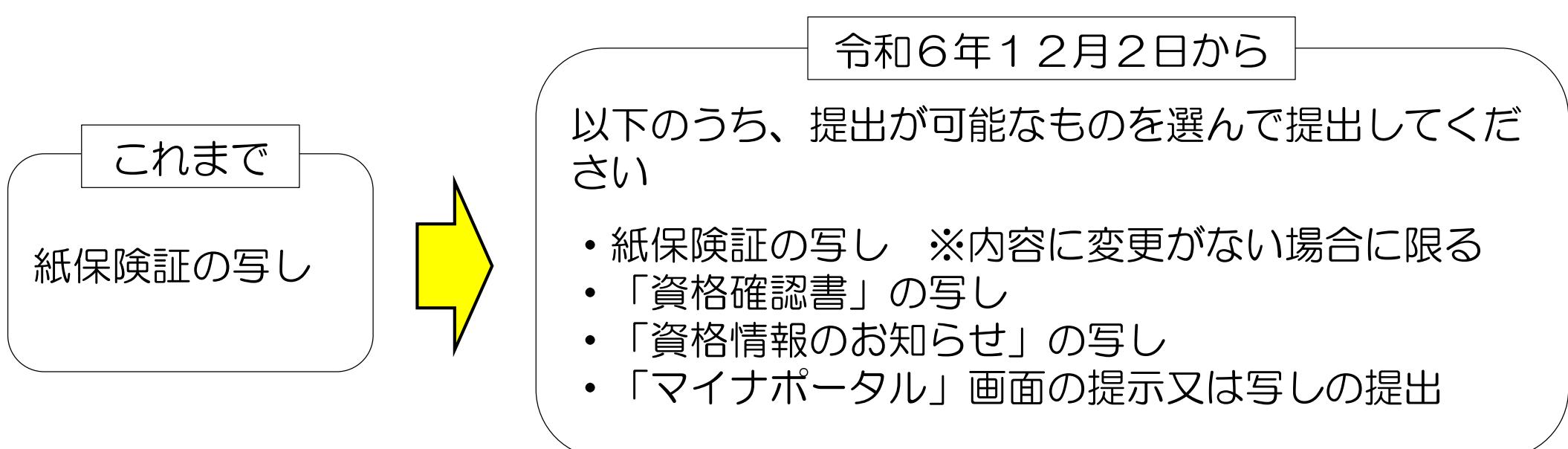
2-1 提出書類の変更点

医療保険の資格情報については、これまででは、保険者の種類に応じて必要な方の紙保険証の写しを提出してもらうことで確認していましたが、紙保険証の廃止に伴い提出書類が以下のとおり変わります。

提出書類によって、本人以外の書類の提出が必要な場合がありますので、詳しくは2-2から2-5をご確認ください。

なお、提出書類は、異なる種類のものを組み合わせても構いません。

(例：本人分は「資格確認書」の写しで世帯員分は「資格情報のお知らせ」の写しを提出する等)



2-2 紙保険証の写しを提出する場合

内容に変更がない場合に限り、これまで同様に紙保険証の写しを必要な方の分提出していただくことが可能です。

紙保険証の写しを提出する場合の必要書類

受給者の保険区分が

①国民健康保険（国保）の場合 … 本人と、本人と同一世帯全員分

②後期高齢者医療制度の場合 … 本人分

※同一世帯に後期高齢者がいる場合はその方の分も

③社保（①②以外）の場合 … 本人分

の紙保険証の写しの提出が必要です

2-3 「資格確認書」の写しを提出する場合

マイナンバーカードを持たない方や、マイナ保険証の利用登録をしていない方などに対して、従来の保険証の代わりに、12月2日以降、順次交付されるもので、従来の紙保険証と同程度の資格情報が記載されています。

従来の紙保険証と同様に、添付書類として写しを提出していただくことが可能です。

保険者によって、交付の時期等が異なりますので、詳細は各保険者までお問い合わせください。

健康保険 資格確認書		本人（被保険者）	令和6年12月2日交付
		記号 ○○ 番号 0000000000 (枝番) 00	
氏名	富山 太郎	二次元コード	
生年月日	平成元年1月1日		
性別	男		
資格取得年月日	令和6年12月2日		
有効期限	令和11年11月30日		
保険者番号	1234567		
保険者名称	○○健康保険組合		
保険者所在地	富山市○○町1-2-3	公印	

「資格確認書」イメージ

「資格確認書」の写しを提出する場合の必要書類

受給者の保険区分が

- ①国民健康保険（国保）の場合 … 本人と、本人と同一世帯全員分
②後期高齢者医療制度の場合 … 本人分
※同一世帯に後期高齢者がいる場合はその方の分も
③社保（①②以外）の場合 … 本人分

の資格確認書の写しの提出が必要です

2-4 「資格情報のお知らせ」の写しを提出する場合

「資格情報のお知らせ」は、マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号や番号などの情報が記載されていないので、保険証廃止後に自分の加入する健康保険組合などの情報を把握するため、各保険者から交付されるものです。

「資格情報通知書」とも呼ばれ、A4サイズの通知文をカードサイズに切り離して使用することも可能です。

添付書類として写しを提出することが可能ですが、紙保険証と比べて、記載事項が十分ではないため、社保の場合は、本人と、被保険者（組合員）のものも必要になります。

お知らせは、個人単位で発行されるので、自立支援医療の支給認定申請で確認書類として提出する場合は、本人分のほか、必要な方の分の写しを提出してください。



「資格情報のお知らせ（A4通知文とカードサイズ）」イメージ

「資格情報のお知らせ」の写しを提出する場合の必要書類

受給者の保険区分が

- ①国民健康保険（国保）の場合 … 本人と、本人と同一世帯全員分
②後期高齢者医療制度の場合 … 本人分
※同一世帯に後期高齢者がいる場合はその方の分も
③社保（①②以外）の場合 … 本人分と被資格者（組合員）の分
※本人が被資格者の場合は本人分のみ

の資格情報のお知らせの写しの提出が必要です

2-5 「マイナポータル」画面を提示又は写しを提出する場合

マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインすることで、当該マイナンバーカード所有者の保険資格情報を確認することができるので、申請書類提出の際、マイナポータル画面を提示してください。

また、マイナポータルの資格情報画面は、「端末に保存」を押すことでPDFでダウンロードすることも可能であり、ダウンロードしたPDF画面を提示又は印刷して提出することも可能です。

なお、マイナポータル画面をPDF保存したものでは、本人の記号番号しか表示されないため、社保の被保険者（組合員）の情報が必要な場合は、マイナポータル画面を提示することが必要になります。

マイナポータル画面の提示が難しい場合は、該当する方の紙保険証や資格確認書、資格情報のお知らせの写しを提出してください。

医療保険の資格情報

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時：2024年2月1日 時点

保険者名	xxxxxxxx 健康保険組合
保険者番号	00000000
記号	1
番号	00000
枝番	00
氏名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一部負担金割合	3割
有効期限	2024年7月31日

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期限の到来に伴い、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、ご留意ください。

PDF保存した資格情報画面写しのイメージ

マイナポータル画面の提示又は写しの提出を行う場合

受給者の保険区分が

- ①国民健康保険（国保）の場合 … 本人と、本人と同一世帯全員分
②後期高齢者医療制度の場合 … 本人分
※同一世帯に後期高齢者がいる場合はその方の分も
③社保（①②以外）の場合 … マイナポータル画面の提示の場合…本人分
PDF保存画面の提示又は写しの提出の場合…本人分と被資格者（組合員）の分
※本人が被資格者の場合は本人分のみ

のマイナポータル画面の提示又は写しの提出が必要です

3 お問い合わせ先

名称	電話番号	名称	電話番号
富山県心の健康センター	076-428-1511	富山市保健所	076-428-1152
高岡市社会福祉課	0766-20-1369	射水市社会福祉課	0766-51-6626
魚津市社会福祉課	0765-23-1005	氷見市福祉介護課	0766-74-8113
滑川市福祉課	076-475-2111	黒部市福祉課	0765-54-2111
砺波市社会福祉課	0763-33-1111	小矢部市社会福祉課	0766-67-8601
南砺市福祉課	0763-23-2009	舟橋村生活環境課	076-464-1121
上市町福祉課	076-472-1111	立山町健康福祉課	076-462-9957
入善町保健福祉課	0765-72-1100	朝日町健康課	0765-83-1100